

意見書 (治癒証明書)

受領日 令和 年 月 日

みどりの丘こども園

感染症に罹った場合には、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に示されている「意見書」の提出が必要となります。下記の「学校保健安全法による感染性の病気」の対応を参照していただき、医師による記入後、園まで提出して下さい。

ふりがな

園児名 _____ (H・R 年 月 日生・ 歳)

〈学校保健安全法による感染性の病気〉

(●… 出席停止 ◎ …意見書 (医師の治癒証明書) が必要)

チェック	病名			登園基準
	インフルエンザ	◎	●	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス	◎	●	発症から1週間～10日程度を経過するまで。家族に感染者がいる場合は、家族が治癒するまで。(保健所の指示に従う)
	百日咳	◎	●	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹 (はしか)	◎	●	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	◎	●	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
	風疹	◎	●	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	◎	●	かさぶたが全部とれるまで
	流行性角結膜炎	◎	●	発病から2週間程度 医師の判断で
	急性出血性結膜炎	◎	●	医師の判断で
	プール熱	◎	●	発熱、咽頭発赤、目の充血が消失してから2日を経過するまで
	結核		●	医師の診断による
	0-157	◎	●	症状が治まり、抗菌薬による治療終了し48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
	髄膜炎菌性髄膜炎		●	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

発症 令和 年 月 日

登園許可日

令和

年

月

日より可

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____ 印